

ワンビルサポートパック利用規約

第1条（本規約の適用）

株式会社エネパル（以下「当社」といいます。）は、「ワンビルサポートパック利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき、当社からお客さまに対する電気供給契約のオプションとして、ワンビルサポートパック（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

本規約において、以下の用語は、以下各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「利用契約」とは、お客さまの本サービスへの申込みと当社の承諾により、お客さまと当社間に成立する、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (2) 「本サービス利用料金」とは、本サービス利用の対価及びその他の諸費用等として、本サービスの利用にあたりお客さまが当社に対して支払義務を負う本サービスの利用料金をいいます。
- (3) 「立替払い金額」とは、第4条に基づき当社がお客さまに代わって水道事業者に対して立替えて支払う水道料金相当額をいいます。
- (4) 「サービスID」とは、当社がお客さまに対して発行する、お客さまが本サービスを利用するにあたり必要なIDをいいます。
- (5) 「電気供給約款」とは、名称の如何を問わず、当社からお客さまに対する電気の供給に関する、別途当社が定める約款をいいます。
- (6) 「電気供給契約」とは、電気供給約款の定めに基づき、お客さまと当社の間に成立する、当社からお客さまに対する電気の供給に関する契約をいいます。
- (7) 「電気料金」とは、電気供給契約に基づきお客さまが当社に対して支払義務を負う料金等の総称をいいます。
- (8) 「給水規定」とは、給水条例、給水条例規程及び料金表等その他名称の如何を問わず、水道事業者が行う水道水の供給について当該水道事業者が定める規定類の総称をいいます。
- (9) 「給水契約」とは、水道事業者が行う水道水の供給に関してお客さまが水道事業者と締結する契約をいいます。
- (10) 「受給地点」とは、お客さまが水道水を受給する地点であって、本サービスの利用にあたりお客さまが当社に指定する地点をいいます。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、お客さまの了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を随

時変更することができるものとします。

2. 当社は、本規約を変更する場合、事前に変更後の規約を当社のWEBサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知及び周知するものとし、当社が定めた変更期日に変更の効力が生じるものとします。

第4条（本サービスの基本内容及び変更）

1. 本サービスは、お客さまが水道事業者から供給を受ける水道水の料金（以下「水道料金」といいます。）を、当社が立替払いするサービス、及び、電気料金と合算してお客さまに請求するサービスとします。
2. 本サービスの利用にあたり、お客さまは、給水契約の申込・名義変更等の契約主体に関する手続ではなく、請求情報の取得及び本サービス提供に必要な範囲の事務手続のみを当社に委託するものとし、当社はこれを受託するものとします。
3. 当社はお客さまが指定する水道事業者との給水契約について、当社は契約主体とならず、給水契約はお客さまと水道事業者との直接契約とします。当社は、水道事業者からの請求情報を基に、当社が当該水道料金を立替えて支払う支払代行を行い、当該支払内容に基づき作成した請求明細を電気料金明細と合わせてお客さまに交付し、立替払い金額を電気料金と合わせてお客さまに請求します。なお、お客さまは、立替払い金額を、当社に対して支払う義務を負うものとします。
4. 当社は、当社とお客さまとの間で利用契約が成立した後、当社がお客さまに対するサービスIDの発行を完了した時点をもって、本サービスの提供を開始するものとします。
5. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止を行うことができるものとします。なお、この場合において、当社は当該変更、追加または廃止によりお客さまが被った損害について一切責任を負わないものとします。

第5条（利用契約の申込み及び成立）

1. お客さまは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により、本サービスへの申込みを行うものとします。なお、お客さまは、当社と電気供給契約を締結し、当社から電気の供給を受けることを条件として、本サービスに申込むことができるものとします。
2. お客さまは、本サービスへの申込みに先立って、受給地点を管轄する水道事業者が定める給水規定を確認するものとします。
3. 利用契約は、お客さまが本サービスへの申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。なお、利用契約を変更する場合も同様とします。
4. 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、お客さまに対して理由を提示することなく、かつ、何らの責任を負うことなく、本サービスへの申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) お客さまの本サービスの申込内容に、虚偽、誤記または記入漏れがあるとき。

- (2) 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合。
- (3) お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合。
- (4) 前号の他、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (5) 当社の都合により本サービスの提供が困難であるとき。
- (6) 前各号の他、本規約の定めに反する事由、お客さまの申込みまたはお客さまに対する本サービスの提供が適当でないと当社が判断する事由があるとき。お客さまが、本サービスにお申し込みいただいた後、電気のスイッチング完了後、弊社にて切替の作業を行います。
- (7) お客さまが本サービスを解約する場合、初めに当社にて指定の支払い方法へ変更を行います。お客さまにおいても請求先を変更の上、支払方法の変更を行っていただきます。本サービスの未収が発生した際は、当社指定の支払い方法に変更、合わせて請求先の変更手続きを当社にて行います。

第6条（お客さまの同意事項）

お客さまは、本サービスの利用にあたり以下各号のすべてに同意するものとします。

- (1) 本規約（変更後の規約を含みます。）の定め及び別途当社とお客さまとの協議により定めた事項がある場合は当該事項。
- (2) お客さまが、給水規定及び給水契約に基づいて当社が水道事業者及び第三者に対して負担する義務と同等の義務を負い、水道水を受給する当事者に適用される一切の規定を遵守すること。
- (3) 当社がお客さまに対して、サービスID・パスワード等を発行または指定する場合に、自己の責任において厳重に管理し、別途当社が認める場合を除き、第三者に使用させ、または譲渡する等の一切の処分を行わず、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負うこと。
- (4) 本サービスの提供または本サービス利用料金等の算出のために当社が必要と判断する情報及び資料等を、当社の求めに応じて当社に報告・提供すること。また、当社がこれらの情報及び資料等を、本サービスの提供に際して取得、保管すること。
- (5) 本サービスの利用に際してお客さまが当社に通知・登録した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により通知・再登録すること。
- (6) 当社が、本サービスの提供に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及び利用契約の締結日後にそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）の規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会

社並びに当社の親会社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うこと。

- (7) 当社が、本サービスに関する当社の業務の全部または一部を、当社の裁量で第三者に委託して行わせることができること。

第7条（お客さまの禁止事項）

お客さまは、本サービスの利用に際し、以下各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 別途当社が承諾する場合を除き、受給地点に係る給水契約の水道料金の請求、支払等に関する事項について、当社を介さず水道事業者と直接のやりとりを行う行為。
- (2) 別途当社が承諾する場合を除き、受給地点に係る給水契約について当社による立替払いに支障を生じさせる変更もしくは解約手続またはこれらに類する手続を行う行為。
- (3) 利用契約の終了手続を行わずに、移転等により、受給地点における水道水の受給を終了すること。
- (4) 利用契約に基づく権利義務の全部または一部について、事前に当社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、貸与し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等の処分を行う一切の行為。
- (5) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (6) 虚偽または不正確な情報を当社に提供する行為。
- (7) 本サービスの円滑な運営を妨げる行為、または当社の信用または名誉を毀損する行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- (8) 本規約の定めのいずれかに違反する行為。
- (9) その他当社がお客さまとして不適切と判断する行為。

第8条（お客さまの支払い）

1. 本サービス利用料金は、月額3,980円（税込）とし、当社は、別途定める方法により本サービス利用料金をお客さまに対し請求するものとし、お客さまは、当該請求に従いこれを支払うものとします。
ただし、お客さまが当社との電気供給契約を締結し、当該電気供給契約が有効に存続している期間中は、本サービス利用料金と同額の3,980円（税込）を割引するものとします。
2. 当社は、立替払い金額を、水道事業者から水道料金の請求を受けた日の翌日以降に支払期日が到来する電気料金に合算して、お客さまに対し請求するものとし、お客さまは、当該請求に従いこれを支払うものとします。
3. お客さまが当社に対して支払う立替払い金額の支払期日及び支払方法は、前項に基づき立替払い金額を合算する電気料金について電気供給約款及び電気供給契約が定める内容に準じるものとします。ただし、これに拘ることのできない別段の事情がある場合、及び、電

気供給契約の終了またはお客さまからの解約の申出があった場合は、別途定めるものとします。

4. 本サービスは給水契約の名義変更を伴うものではなく、契約主体は常にお客さま本人となるため、本サービスの開始・終了時に日割計算は発生せず、お客さまに対する水道料金または立替払い金額の請求は、請求書送付先の切替時期に応じて水道事業者または当社から行われます。
5. お客さまは、支払期日を経過しても本サービス利用料金、立替払い金額その他の利用契約に基づく債務を支払わない場合には、各支払期日の翌日から完済の日に至るまで年 14.6% の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を支払うものとします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、本サービスの利用料金または立替払い金額に未払いが生じた場合、水道水の供給の継続または停止は、給水契約または給水規定の定めに従い各水道事業者が判断します。
6. 当社は、本サービスの提供期間中において、電気料金及び水道料金の請求に関し、電気料金と水道料金を合算した明細書に加え、水道事業者から当社宛に発行された水道料金に関するインボイス（適格請求書）を同梱し、紙媒体によりお客さまへ交付することがあります。
7. 本サービスに係る料金のお支払方法は、当面の間、口座振替のみとなります。

第9条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用によりお客さまが何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災地変、戦争、暴動、法令等の制定・改廃、争議行為、輸送機関・通信の不通等の不可抗力により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社が提供するサービスは本サービスに限定され、水道水の供給は水道事業者によって履行されるものであり、お客さまによる水道水の受給（当社の責に帰さない給水の停止等を含みます。）に関して発生したトラブル、事故または損害等については、当社は一切責任を負いません。

第10条（秘密保持）

お客さまは、本サービスを利用するうえで知り得た当社の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、及び経営に関する情報等の一切の情報を、利用契約の有効期間中はもとより利用契約終了後においても、当社の事前の書面による承諾なくして、如何なる第三者にも開示、提供もしく

は漏洩、または本サービスの利用という目的以外に使用しないものとします。

第 11 条（債権管理）

当社は、お客さまが立替払い金額その他の当社に対して支払義務を負う債務の支払を怠った場合、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）により認可された債権回収代行会社または弁護士に、自己の裁量で当社のお客さまに対する債権の管理回収業務を委託する場合があります。

第 12 条（利用契約の終了）

1. お客さまは、利用契約の全部または一部を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知するものとし、給水契約の請求先変更等、当社がお客さまに対する本サービスの提供を終了するための措置を完了した日をもって、利用契約は解約されるものとします。なお、本項の定めは、電気供給契約の解約等の成否及び時期に影響を及ぼすものではありません。
2. 当社は、お客さまが以下の各号のいずれかに該当したとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知もしくは催告等をすることなく、直ちに利用契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。なお、お客さまは、以下の各号のいずれかに該当したときは、本サービス利用料金等その他の当社に対して支払義務を負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとし、お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことにより当社に損害が生じた場合には、当該損害を賠償するものとします。
 - (1) 本規約または電気供給約款の定めのいずれかに違反したとき。
 - (2) 本サービス利用料金等その他の当社に対して支払義務を負う債務の履行遅延または不履行があったとき。
 - (3) 第 5 条第 4 項各号のいずれかに該当する事由の存在が判明したとき。
 - (4) 自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - (8) 信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
 - (9) 当社からお客さまに対する通知・連絡が不通となったとき。
 - (10) 移転等により、水道水を受給していないことが判明したとき。
 - (11) 故意または過失により当社に損害を与えたとき。
 - (12) その他当社がお客さまとして不適切と判断したとき。

3. 前項の他、当社は、解約希望日の1ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
4. お客様の転居その他の事由により、給水契約にかかる水道事業者が変更された場合、利用契約は終了するものとします。
5. 電気供給契約が終了した場合には、その理由の如何を問わず、本サービスに係る利用契約も同時に終了するものとします。

第13条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、利用契約終了までに発生したお客様の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとし、お客様は、当社が指定する方法に従って、速やかに当社に支払うものとします。
2. お客様は、利用契約が終了する場合、受給地点に係る給水契約の名義変更等、当社がお客様に対する本サービスの提供を終了するための措置の実行について必要な協力をを行うものとします。なお、お客様が必要な協力を行わなかつたことにより当社に損害が生じた場合は、お客様は当該損害を賠償するものとします。
3. 当社は、利用契約が終了する場合であって、前項に定めるお客様の協力が得られない等その他の当社の責に帰さない事由により当社がお客様に対する本サービスの提供を終了するための措置が完了できない場合には、当社は、本サービスに基づく立替払いを停止することができるものとします。この場合において、給水契約の解約または請求先変更等の手続は、お客様自身の責任において行っていただくものとします。これによりお客様に損害が生じた場合であっても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 本規約の本条、第4条第5項なお書、第6条、第8条乃至第11条、第12条第2項なお書、第14条第3項乃至第6項、第15条並びに第16条の定めについては、利用契約の終了後も当社とお客様との間で引き続き効力を有するものとします。
5. 解約手続、支払方法の変更手続その他の手続状況、または水道料金のお支払いが確認できない場合には、水道料金について、当社からの請求ではなく、水道事業者からお客様に対して直接請求が行われる場合があります。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、自らが以下のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、または過去に反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 自己の役員、従業員その他実質的に経営に関与する者が反社会的勢力に該当しないこと

と。

- (3) 自己の出資者、株主、親会社、子会社、関連会社その他経営を支配し得る立場にある者が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 反社会的勢力が直接または間接に自己の経営に関与していないこと。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金、便宜その他の経済上の利益を提供していないこと。
 - (6) 反社会的勢力を利用しないこと、またこれを背景とした取引、協力関係等を有しないこと。
2. お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 当社または第三者に対する暴力的 requirement 行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 騁迫的な言動、暴力の行使その他威力を用いた行為。
 - (4) 偽計、威力その他の手段により業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - (5) 風説を流布し、偽計を用いる等により、当社または第三者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 - (6) 不当な目的による訴訟、告訴、告発その他法的手続の乱用。
 - (7) 前各号に準ずる一切の行為。
3. 当社は、お客さまが前各項のいずれかに違反した場合または違反するおそれがあると認められる場合、何らの催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。解除により生じた損害について当社は一切責任を負わぬものとします。
4. 前項に基づき利用契約が解除された場合、お客さまは当社に対して何らの請求、異議申立てその他の主張を行わないものとし、解除により当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 第3項に基づく解除が行われた場合、お客さまが当社に対して負担する全ての債務については、当然に期限の利益を失い、直ちに当社が指定する方法により全額を支払うものとします。
6. 当社は、本条の趣旨に基づく調査（公的機関・専門機関による調査等を含みます。）を行うことができ、お客さまはこれに必要な協力をうるものとします。

第15条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

第16条（協議解決）

本規約に定めの無い事項については、文脈により明らかに適用されない場合を除き、電気供給

契約について電気供給約款が定める内容と同等の内容を利用契約に準用するとともに、当社と
お客様まで誠実に協議し、解決を図るものとします。

2026年1月20日制定
株式会社エネパル